

安全だよ

令和4年1月17日

安全就業3-10号



令和4年

新年明けましておめでとうございます。

皆様には、輝かしい新年をお迎えのことと心からお喜び申し上げます。

また、平素から当シルバー人材センター事業に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染者は2021年も増減を繰り返し、国内外の社会に大きな影響を与え続け、緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の適用が繰り返されました。また、夏の東京五輪・パラリンピックもほぼ無観客での開催となりましたが、それでも選手たちは、オリンピックという舞台に立ち、力の限り戦い感動を与えてくれたところでもあります。

当シルバー人材センターの事業実績は、前年度を若干上回ってはおりますが、昨今のセンターを取り巻く環境は依然として厳しく、今後の法人運営に支障を期す恐れがあると危惧されているところですが、臨時的かつ短期的な就業、高齢者のニーズに対応できる就業機会の確保にも積極的に取り組んでいるところでもあります。

引き続き、地域社会の担い手としてきめ細やかな役割を果たし、「地域のお役に立つ」をスローガンに、頑張っ参りたいと思いますので、会員皆様のご更なるご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに新しい年が皆様にとりまして幸多き年となりますようご祈念申し上げ、新年のごあいさつと致します。

理事長 小林 信保

公益社団法人 東部広域シルバー人材センター

季節のたより

日本漢字能力検定協会が毎年全国から募った2021年を漢字一文字で表す「今年の漢字」が京都の清水寺で発表され、「金」の字が選ばれました。

選ばれた理由として2021年は東京五輪で日本勢が史上最多の金メダルを獲得し、新型コロナウイルスの感染拡大で多くの人が生活や経営に必要なお金に困窮した。などがあげられます。

さて、この冬も晴天が続き日中は暖かい日も多いですが、20日には大寒を迎え、寒さがさらに厳しくなり急激な気温の変化も予想されますので、会員のみなさま体調の管理に注意して下さい。

配分金に対する所得税の取り扱いについて

シルバー人材センターから提供された業務で就業し、得た配分金収入は所得税法上「雑所得」に区分されます。

1. 原則として雑所得の総収入から必要経費の全額を控除できます。
配分金収入に係わる必要経費の額が55万円以上ある場合は、必要経費の全額が控除できます。
2. 必要経費の額が55万円未満の場合は、55万円を上限として控除できます。
3. 公的年金を受給している場合は、配分金収入と別に公的年金等控除を行えます。
4. 給与収入のある方も給与所得控除があります。

※詳しくは、裏面の「配分金収入に対する所得税の取り扱いについて」を参考にして下さい。また、支払明細書は1月送付しますので、各自で大切に保管し、申告等の際にご使用下さい。

「いつまでも、働く喜び、無事故から」

(令和2年度から4年度まで安全就業全国統一スローガン)